

御成座ラビッツ 規約

基本理念

かつて全国にあったフィルムの上映館、また御成座のような立派な単館の上映館は、今ではほとんど姿を消してしまいました。大館の御成座は、そのような状況に抗うように、切替夫妻の尽力と地域住民への熱い思いによって、2014年7月、奇跡的に復活を遂げました。御成座は、遠方からも足を運ぶ映画ファンにとって貴重であるだけでなく、昭和という時代の文化遺産として、遠来の旅人を魅了し、昭和を知らない若い世代をも惹きつけてやまない高い価値をもつ、地域の貴重な宝です。私たちは、御成座を愛する人の輪を広げ、市民の立場からもこの文化遺産を守り、後世へと残していきたいと考え、会を結成します。

第1条(名称)

本会の名称を以下のとおりとする。

御成座ラビッツ 御成座を守る会

第2条(本会事務局所在地)

本会の事務を円滑に処理するため事務局を以下に置く。なお、事務局を本会の所在地とする。

〒017-0044 秋田県大館市御成町1丁目11-22 御成座内 御成座ラビッツ事務局

第3条(会の目的)

- 1、御成座の存続・運営を、年会費によって財政面から支援する。
- 2、御成座の存続を願う人々の交流を深める。
- 3、御成座の魅力を地域の人に再発見してもらい、地域活性化につなげる。

第4条(活動内容)

本会は目的を達成するために次の活動を行う。

- 1、年会費をプールし、映写機の修理など、御成座存続のための修繕費用など緊急な出費や上映作品プログラミング時の財政的不足、広報印刷費の不足などの財政危機を補助的に支援する。
- 2、その他、第3条の目的に合致した活動。

第5条(会員)

本会の会員は、本会の基本理念及び目的に賛同して入会した個人会員及び法人会員とする。会員には会員証を発行する。

第6条(年会費)

本会の年会費は、個人会員1口2,000円、法人会員1口20,000円とする。

第7条(入会)

本会の趣旨に賛同し、入会を希望する個人または法人は、入会申込書に必要事項を記載の上事務局に持参、もしくは郵送、ファックス、メール添付いずれかの方法で提出する。

※提出された個人情報連絡以外には一切使用しないものとする。

第8条(退会/届け出事項の変更等)

退会を希望する場合、住所や連絡先など、届け出事項に変更がある場合は届け出をする。

第9条(役員)

この会に以下の役員をおく。

代表 1名

副代表 1名

会計 1名

監査 1名

第1項に定める役員は会員の互選により選出する。

役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

第10条(事業報告書及び決算)

毎事業年度終了後、2ヶ月以内に事業報告書、収支決算書を作成し、監査を経て会員に報告しなければならない。

第11条(事業年度)

この会の事業年度毎年6月1日に始まり、翌年5月31日に終わる。

第12条(変更)

この会則は、役員会において、出席の過半数の承認がなければ変更できない。

第13条(設立)

この会の設立は平成28年5月1日とする。

第14条(役員会)

役員メンバーおよび御成座の社員が必要とするときには臨時役員会を開くことができる。

附則

1. 平成 28 年度 会の役員は次の会員とする。

代表 : 三浦 慎也

副代表 : 仲谷 政信

会計 : 成田 聡

監査 : 工藤 悦子

2. この規約は、平成 28 年 6 月 1 日より施行する。

この規約の記載内容について、事実と相違ないことを証明します。

平成 28 年 5 月 18 日

御成座ラビッツ

代表 三浦 慎也 (印)